

2 不服の申出の理由

不服申出人の不服申出書及び部分開示回答理由説明書に対する意見書による不服の申出の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 宗教法人 規則においては、当該規則を変更するに当たって、責任役員会の議決の後、総会の同意を必要とするところ、平成3年及び同6年に行われた規則変更には、総会の同意を得ておらず、総会議事録も県に提出されていないので無効であると思われる。

また、一部開示された責任役員会議事録中では責任役員数が7名になっているが、平成8年までは責任役員は12名存在しており、責任役員の人数及び氏名に虚偽が記載されているおそれがあるため、記載されている責任役員全員の氏名を確認する必要がある。

(2) 実施機関が部分開示とした理由は、代表役員が善良な管理者の精神を持って管理運営を行うことを前提にしているが、現代表役員は、善良な管理者とはほど遠い存在である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の部分開示回答理由説明書による説明の要旨は、次のとおりである。

1 代表役員以外の責任役員の氏名及び印影について

特定の宗教法人の責任役員であること、すなわち、特定の宗教とかかわりを有することは、個人に関する情報に該当する。たとえ、氏名又は印影のみであっても、特定の宗教法人の議事録に責任役員として記載されていることと結びつけることにより、特定の個人が識別され得るものであることから、従前の山口県情報公開要綱（以下「要綱」という。）第5条第2号所定の非開示事由に該当する。

なお、当該情報は、法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報、公表することを目的とした情報及び公開することが公益上必要である情報のいずれでもないことから、同号ただし書の規定には該当しない。

2 代表役員の印影について

宗教法人の代表役員の印鑑は、宗教法人の設立登記に当たって、商業登記法の規定に基づき登記所に提出され、その印影は、契約の締結等法人としての行為の真正を証するものであるから、当該印影は当該法人に関する情報に該当する。

また、商業登記法の規定に基づき、その印鑑証明の交付を請求できる者は限定されていることから、本来、誰でも容易に入手できるような情報ではない。

すなわち、当該印影は、宗教法人が事業活動を行う上での内部情報として管理しているものであるとともに、これを誰に対して明らかにするかは、法人自らが選択すべきものであり、その同意なくして広く開示することにより、法人に不利益を与えるおそれがあることから、要綱第5条第3号所定の非開示事由に該当する。

なお、当該情報は、人の生命、身体又は健康を保護するために公開することが必要な情報及び人の生活を保護するために公開することが必要な情報のいずれでもないことから、同号ただし書の規定には該当しない。

3 代表役員の私印と推定される印影について

代表役員の私印と推定される印影は、使用者が住所地の市区町村長にあらかじめ届出を行い、当該市区町村長が登録した印鑑（以下「実印」という。）であるか、あるいはいわゆる認め印であるかは判断できない。

実印については、公正証書の作成や不動産の登記申請等、法令の規定により、その印鑑証明書の提出を義務づけられているほか、社会上の権利義務の発生・変更等を伴う重要な契約等の行為についても利用されているところである。

また、市区町村条例の規定に基づき、その印鑑証明の交付を請求できる者は、通常本人又は代理人に限定されていることから、本来、誰でも容易に入手できるような情報ではない。

認め印については、実印のように法令の規定による押印等の義務はないが、日常生活上、金銭物品の受領、各種契約の締結等に幅広く利用されているところである。

私法上の取引では、法律上、実印であろうと認め印であろうとその効力には直接の影響があるわけではなく、契約書等に押印することは、その証書等に記載されている事項が、法律的にも真正に成立したとの重要な証拠とされることになることから、印鑑の使用には特に慎重を期す必要がある。

現在の技術水準をもってすれば、印影を複製する等により印鑑の偽造は可能であり、また認め印であれば、通常、印章店で容易に入手できるものである。

以上から、当該印影を開示することにより、情報が流通し、印鑑偽造等により印影を不正に利用され、個人の財産権が侵害される場合が予想される等、様々な犯罪行為を誘発し、公共安全と秩序の維持に支障が生ずる可能性を否定しきれない以上、当

該印影は要綱第5条第4号所定の非開示事由に該当すると判断せざるを得ない。

4 議事経過全般について

責任役員会の議事録に記載された議事経過は、当該宗教法人の財務管理等事務に関する意思決定過程の記録であり、専ら法人内部の情報であることから、これが公開されることとなれば、当該宗教法人の事業運営に関する事項の詳細が明らかになる場合がある。

これらの事項は、通常非公知であり、一般に知られることとなれば、当該宗教法人の信教の自由、とりわけ宗教上の結社の自由が害されるおそれがあり、少なくとも、当該宗教法人に不利益を与えるおそれがあるといえることから、要綱第5条第3号所定の非開示事由に該当する。

なお、当該情報は、人の生命、身体又は健康を保護するために公開することが必要な情報及び人の生活を保護するために公開することが必要な情報のいずれでもないことから、同号ただし書の規定には該当しない。

5 議事経過のうち個人名を記した部分について

特定の宗教法人の責任役員会議事録に氏名が記載されていること、すなわち、特定の宗教とかかわりを有することは、個人に関する情報に該当する。

特定の個人が識別できる第一義的要素は、氏名及び住所であるが、氏名のみであっても、特定の宗教法人の責任役員会の議事録に記載されているものであること、すなわち、当該宗教法人と何らかの関係を有することと結びつけることにより、特定の個人が識別され得るものであることから、当該情報は要綱第5条第2号所定の非開示事由に該当する。

なお、当該情報は、法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報、公表することを目的とした情報及び公開することが公益上必要である情報のいずれでもないことから、同号ただし書の規定には該当しない。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の性格等について

本件公文書は、宗教法人 において、平成3年3月及び平成5年12月に開催された責任役員会の議事録であり、当該宗教法人において、その規則の変更について、所轄庁である山口県知事に認証申請を行った際に、規則の変更につき、所要

の手續である責任役員会の議決を経ていることを証明するため、当該申請書に添付されたものである。

なお、本件回答において開示をしないこととされたのは、代表役員以外の責任役員の氏名及び印影、代表役員の印影及び議事経過の部分である。

2 要綱第5条第2号への該当性について

(1) 要綱第5条第2号について

要綱第5条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」が記録されている公文書については、実施機関は、当該公文書の開示をしないことができると規定している。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を非開示にしたものと解される。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要であると認められるものがあることから、同号ただし書において、「イ 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「ハ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、同号所定の非開示事由に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定している。

(2) 代表役員以外の責任役員の氏名及び印影について

特定の宗教法人の責任役員であること、すなわち、特定の宗教とのかかわりを有することは、個人の信仰に関することであり、要綱第5条第2号に規定する「個人に関する情報」に該当する。

次に、特定の個人の識別については、一般的には、氏名及び住所でもって可能となるが、氏名だけであっても、特定の宗教法人の責任役員であることと結びつけることにより、特定の個人が識別される可能性があり、よって、本件公文書に記載されている代表役員以外の責任役員の氏名は、同号所定の非開示事由に該当すると認

められる。

また、代表役員以外の責任役員の印影についても、氏名を削除して公開したとしても、同様に、特定の個人が識別される可能性があることから、同号所定の非開示事由に該当する。

最後に、代表役員以外の責任役員の氏名及び印影が同号ただし書に該当するかどうかについて検討する。

昭和38年の宗教法人法の改正により、代表権を有する者を除く責任役員の氏名及び住所は、登記事項から除外されたところである（宗教法人法第52条第2項参照）。

また、平成7年の宗教法人法の改正により、宗教法人の事務所に備え付けられた役員名簿、責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類等について、宗教法人に閲覧を請求できるのは、閲覧することについて正当な利益を有し、閲覧請求の目的が不当な目的でない、信者その他の利害関係人であることという要件を満たす者に限られる旨の規定が新設され、併せて、所轄庁に提出された書類（責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類の写しは、提出を義務づけられていない。）については、所轄庁は、当該宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように、その取扱いに留意すべき旨規定されたところである。

一方、非開示情報に該当するかどうかを判断するに当たっては、情報公開制度の趣旨から、本人に限って開示を認めている一部の個人情報を除き、開示を求める利益や目的、利害関係の有無等申出者の属性にかかわることは、原則としてしんしゃくできないものと考えられる。

以上のとおり、代表役員以外の責任役員の氏名は、宗教法人法第52条第2項の規定により登記が義務づけられている代表役員の場合と異なり、法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報（要綱第5条第2号ただし書イ）や公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報（同号ただし書ロ）に該当するとは認められず、また、法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの（同号ただし書ハ）にも該当しない。

同様に、代表役員以外の責任役員の印影についても、同号ただし書イ、ロ、ハの

いずれにも該当しない。

(3) 議事経過に記載された個人名を記した部分について

特定の宗教法人の責任役員会の議事録に個人名が記載されていることは、当該宗教法人と何らかの関係を有することの証左にほかならず、まさに要綱第5条第2号に規定する「個人に関する情報」に該当する。

次に、特定の個人の識別については、一般的には、氏名及び住所でもって可能となるが、氏名だけであっても、特定の宗教法人の責任役員会の議事録に記載されていることと結びつけることにより、特定の個人が識別される可能性があり、よって、議事経過に記載された個人名を記した部分は、同号所定の非開示事由に該当すると認められる。

なお、当該情報は、同号ただし書のイ、ロ、ハのいずれにも該当しないと解される。

3 要綱第5条第3号への該当性について

(1) 要綱第5条第3号について

要綱第5条第3号は、原則として法人（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び個人事業者の事業活動の自由を保障しようとする趣旨から、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人に不利益を与えると認められるものを非公開とする旨定めるとともに、公益上の理由から、法人等に不利益を与えてもなお公開すべき情報について、ただし書に定めたものである。

(2) 代表役員の印影について

宗教法人の代表役員の印鑑は、宗教法人の設立登記に当たって、宗教法人法第65条の規定により準用される商業登記法第20条第1項の規定により登記所に提出され、その印影は、契約の締結等法人としての行為の真正を証するものであるから、当該印影は当該法人に関する情報に該当すると認められる。

また、商業登記法第12条に規定されているとおり、その印鑑証明の交付を請求できる者は限定されていることから、本来、誰でも容易に入手できるような情報ではない。

すなわち、当該印影は、宗教法人が事業活動を行う上での内部情報として管理し

ているものであるとともに、これを誰に対して明らかにするかは、法人自らが選択すべきものであり、その同意なくして広く開示することは、印鑑の偽造等の不正利用をされるおそれを生じさせ、法人に不利益を与えることになると認められ、要綱第5条第3号所定の非開示事由に該当する。

なお、当該印影は、同号ただし書に該当する情報とは認められない。

(3) 議事経過について

責任役員会の議事録に記載された議事経過は、当該宗教法人の財務管理等事務に関する意思決定過程の記録であり、専ら法人内部の情報である。

また、当該法人の意思決定機関であるところの責任役員会の議事経過が公開されることになれば、事業運営に関する事項の詳細が明らかになることになる。

平成7年の宗教法人法の改正により新設された同法第25条第3項の規定によると、宗教法人の事務所に備え付けられた責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類について、宗教法人に閲覧を請求できるのは、閲覧することについて正当な利益を有し、閲覧請求の目的が不当な目的でない、信者その他の利害関係人であることという要件を満たす者に限られている。よって、当該議事経過は、通常非公知であり、非開示情報に該当するかどうかは、上記2の(2)のとおり、原則として、申出者のいかに問わず判断するものであることを踏まえると、当該議事経過が一般に知られることとなれば、当該宗教法人の運営に何らかかわりを有しない第三者によってその宗教活動への誹謗、中傷等自由な宗教活動を妨害するための材料とされるなど、当該宗教法人の信教の自由、とりわけ宗教上の結社の自由が害されるおそれが生じ、かつ、当該宗教法人の事業活動の自由を損なうおそれが生じることにもなり、当該宗教法人に不利益を与えることになり、要綱第5条第3号所定の非開示事由に該当する。

なお、当該議事経過は、同号ただし書に該当する情報とは認められない。

4 要綱第5条第4号への該当性について

(1) 要綱第5条第4号について

要綱第5条第4号は、公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるものは開示しないことができることを定めたものである。

- (2) 代表役員の氏名とともに押印された代表役員の私印と推定される印影について
責任役員会の議事録には、代表役員の氏名とともに押印された明らかに異なる2種類の印影があり、このうち1つは代表役員の私印の印影と推定される。

この印鑑が、実印であるのか、あるいはいわゆる認め印であるのかの判別はできないが、いずれにせよ、現在の日本社会において個人の財産の処分や管理などの私法上の行為において、押印は個人の意思を証明する必要不可欠な手段であり、印影を開示することにより、印鑑偽造等の方法による財産権の侵害をもたらす危険性を否定できない以上、当該印影は要綱第5条第4号所定の非開示事由に該当する。

第6 審査会の審議経過等 別紙2のとおり(省略)

別紙 1

開示をしない部分及び開示をしない理由

開示をしない部分	開示をしない理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表役員以外の責任役員の氏名及び印影 	<p>要綱第 5 条第 2 号該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表役員の印影 	<p>要綱第 5 条第 3 号該当</p> <p>法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるため</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事経過 	<p>要綱第 5 条第 3 号該当</p> <p>法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるため</p> <p>個人名を記した部分については、要綱第 5 条第 2 号該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため</p>